

「逃げたら助かる」意識へ

地道な取り組みこそ大事



みやち 葉子 議員

**問** 避難困難者への対策が一番問題だが、万行地区では専門家と行政と住民の3者で懇談や訓練を繰り返し、避難をあきらめていた住民も「逃げたら助かる」と意識が変わってきていると聞く。町民の中へ広げていく必要があるのではないか。

**答** 松本 情報防災課長

**問** 避難タワーや避難道、避難場所などの工事完了予定はいつか。費用は大体どのくらいで、その内、町の持ち出しはどのくらいになるか。

**答** 松本 情報防災課長

避難道、避難場所の26年度までの工事は167ヶ所、避難タワーは5基。工事全体の完了は28年度の予定。26年度までの工事費用は約30億円。ほとんどが国や県の補助金で、町の負担はそれらの約8%と見込まれる。

命が助かったと聞くが、今後避難訓練を増やす方向が大事ではないか。

**答** 大西 町長

避難訓練は大事。今までのような定型的な避難訓練ではなく、地域の特色をいかし、参加者を誘発するとか、地域で独自に考えた訓練等に変えるようお願いしている。

**憲法**  
9条を守り、戦争に反対  
集団的自衛権は改憲で

先の6月議会で、町長が憲法について答弁をしているので質問をする。

憲法は暮らしの原点。表現の自由、思想信条や宗教の自由、知る権利等々、私たちの日常に当たり前にある自由や権利は、全て憲法に掲げられ、権力から守られている。

憲法は「権力者が国民の自由や権利を保障するためのもの」であり、権力者をしるもの。そのため憲法は96条で

簡単に変えられないようにしてあるが、これらが立憲主義であり、世界の近代憲法の基本になっている。

**答** 大西 町長

日本はその悲惨な戦争を体験し「二度と戦争をしてはいけない」との国民の願いが憲法に生かされている。憲法が掲げる平和主義、国民主権、基本的人権の尊重は、変えてはいけない普遍的な原理というのが、専門家をはじめ多くの国民の認識だ。町長の考えを聞く。

立憲主義とは憲法の性格そのものであり、基本的人権の尊重のために国家権力を縛ると言う基本的性格をもちながら、限定された条件の下で主権の制限が出来る趣旨と解釈する。国民には憲法を変える権利があり、96条の改正は必要と考える。集団的自衛権の政府見解は1981年来変わっていないが、私は集団的自衛権を解釈改憲で認めるのは反対だ。憲法を変えて集団的自衛権の行使が出来るようにするべきと考える。



万行地区での避難訓練の様子